

業務継続計画（感染症編）の改定について（概要）

1 趣旨

現行の業務継続計画（新型インフルエンザ編）では、対象とする感染症が新型インフルエンザのみあり、令和2年からは本計画を基に新型コロナウイルス感染症の発生により必要となる業務に関する調査等を実施し、計画を補完してきた。

今後、新型コロナウイルス感染症のような感染力の強い感染症による業務への影響をできる限り軽減し、円滑に業務を継続するため本市におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症の対応も踏まえ、業務継続計画（感染症編）に修正した。

2 主な変更内容

（1）計画発動の基準の明確化

計画の発動に係る判断の基準を見直し、計画発動が迅速かつ適確に行えるよう改定

（2）対象とする感染症の追加

現行の計画では新型インフルエンザのみを対象としていたが、以下の感染症を計画の対象とするよう改定

ア．新型インフルエンザ等感染症 イ．指定感染症 ウ．新感染症 エ．一～五類感染症

（3）新型コロナウイルス感染症の対応事例の掲載

感染症対策の事例として、令和2年から本市で経験した新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、その事例を参考資料として計画に追加